

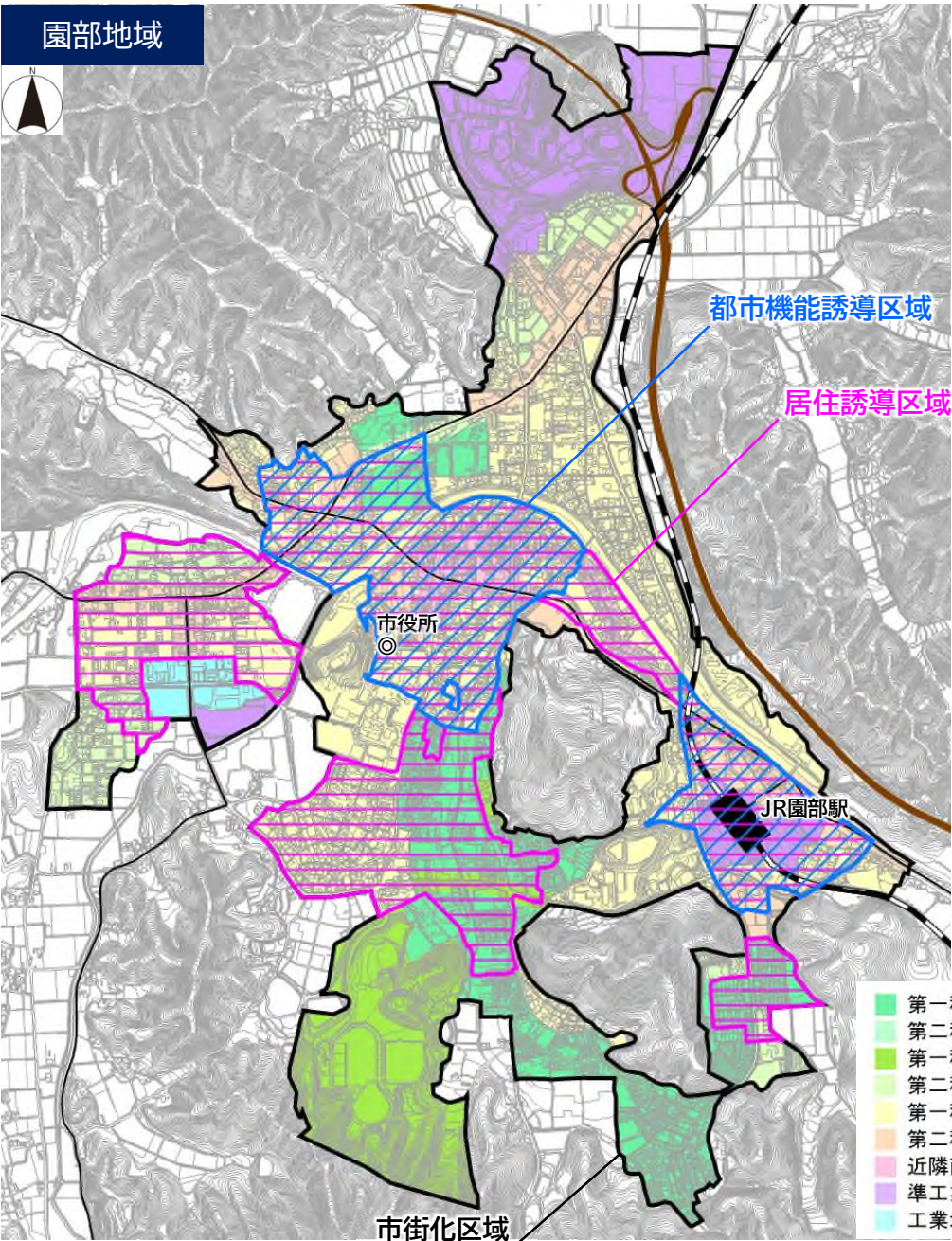
居住誘導区域、都市機能誘導区域・誘導施設

居住誘導区域

一定の人口集積により支えられている生活サービスを将来にわたり提供しつづけるために、主に若年層の定住を促進するなど、居住を誘導する区域『居住誘導区域』を設定します。

『居住誘導区域』は、下記のA～Dを満たすエリアを基本に、原則として用途地域界や明確な地形地物により設定します。

- A. 「都市拠点」を中心とした住宅地で、将来にわたり一定の人口密度が維持できるエリア
 - B. 公共交通の利便性が高いエリア*1
 - C. 都市機能が集積し、生活利便性が高いエリア
 - D. 災害の危険性が低く、居住に適したエリア
- *1 鉄道駅から半径 800m 圏域、バス停（運行本数 15 本/日（往復）以上）から半径 300m圏域と設定



都市機能誘導区域

市民の生活に必要なサービスを将来にわたり提供しつづけるために、計画的に生活サービス施設を立地・誘導する区域として『都市機能誘導区域』を設定し、生活利便性の向上と主に若年層の定住につなげていきます。

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内の下記のA・Bのエリアを基本に、原則として用途地域界や明確な地形地物により設定します。

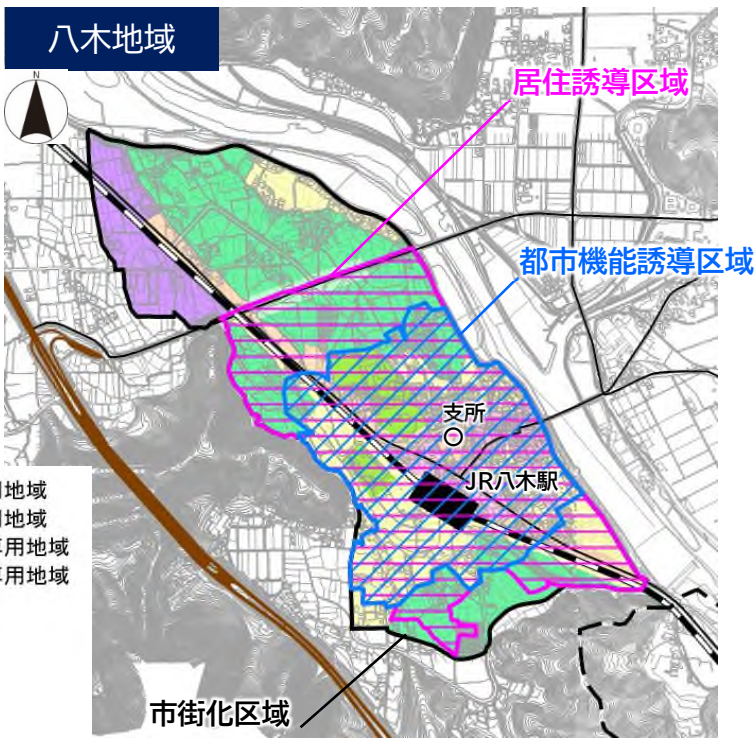
- A. 「都市拠点」の鉄道駅から無理なく歩いていけるエリア*2
 - B. 現状において生活サービス施設が集積しているエリアで、誘導施設として設定した施設に無理なく歩いていけるエリア*2
- *2 現状の鉄道駅、医療施設（病院・診療所）、商業施設（総合・専門スーパー）、保育所・幼稚園、図書館、地区公民館、博物館の各施設から半径 300m圏域と設定

誘導施設

下表の施設を、都市機能誘導区域内に維持・立地誘導していく施設『誘導施設』と設定します。

医療施設	病院、診療所*3
商業施設	食料品・日用品店*4
子育て支援施設	保育所
教育施設	幼稚園
文化施設	図書館、博物館

- *3 診療科目に内科、外科、眼科、産婦人科、小児科のいずれかを
含む病院、診療所
- *4 住民の日常生活に必要な食料品や日用品を販売する売場面積
500㎡を超える店舗



誘導施策

居住誘導区域内に居住を誘導するための施策、及び都市機能誘導区域に誘導施設を誘導するための施策等を下記の項目ごとに定めます。

A) 居住誘導区域内に 居住を誘導するた めの施策	● 移住・定住促進（子育て支援含む） ● 空き家対策 ● 新規住宅地開発 ● 防災・減災対策
B) 都市機能誘導区域 内に誘導施設を誘 導するための施策	● 税制上の特例措置 ● 金融上の支援措置 ● 都市再構築戦略事業、都市機能立地支援事業の活用検討 ● 特定用途誘導地区の活用検討 ● 公共施設の再編、公的不動産の有効活用 ● 商業の振興
C) A・B共通 (誘導方針に対応し た施策)	● 空き地・空き家など低未利用地の利用促進 ● 市街地の充実 ● 公共交通サービスの維持・向上 ● インフラ整備・長寿命化 ● 企業誘致、起業・創業支援

評価の指標・数値目標

本計画は、策定後概ね5年ごとに計画の評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の評価を行う際に、誘導施策の進捗状況や効果などを確認するための指標及び数値目標を設定します。

【定量的な目標値を設定する指標】

- 居住誘導区域の人口密度の維持

	現状(2020年)	将来(2040年)
園部地域	36.2 人/ha	36.2 人/ha
八木地域	23.7 人/ha	23.7 人/ha

- 市街地内を運行する公共交通利用者数*の減少の抑制
(南丹市地域公共交通計画と整合)

現状(2020年)	将来(2028年)
197 人/日	181 人/日

※ぐるりんバスと八木地区デマンドバスの利用者数

【効果などを確認するためのその他の指標】

- 居住誘導区域内の若年人口（15～34歳）
- 都市機能誘導区域内の誘導施設数
- 市が公的資金を投入している地域公共交通の収支率